

第1 開発事業計画標識技術基準

細 目 次

- 1 開発事業計画標識の設置
- 2 事業の区域が広い場合等
- 3 2事業の開発事業計画標識
- 4 開発事業計画標識の様式
 - (1) 開発行為及び道路位置指定
 - (2) 建築事業

第1 開発事業計画標識技術基準

1 開発事業計画標識の設置

開発事業を行うときは、要綱の手続を開始すると同時に開発事業計画標識を設置すること。

※ 要綱 第6条（開発事業計画標識の設置）

細則 第22条（開発事業計画標識）

2 事業の区域が広い場合等

標識は、事業の区域が広い場合等近隣に事業の周知を徹底するために、1箇所では不足であると認められるときは、2箇所以上に設置すること。

※ 要綱 第6条（開発事業計画標識の設置）

第7条（紛争の防止）

3 2事業の開発事業計画標識

開発事業と建築事業の手続を同時にすすめるときは、2事業の標識を設置すること。

※ 要綱 第5条（事務手続及び検査）

第6条（開発事業計画標識の設置）

4 開発事業計画標識の様式

(1) 開発行為及び道路位置指定

開発事業計画のお知らせ							
要綱の適用項目							
事業の名称							
事業の場所	立川市	町	丁目	番			
事業区域面積					m^2		
宅地数					区画		
設置する 公共施設等							
着工予定	年	月	頃	完了予定	年	月	頃
事業者住所 氏名					電話		
代理人住所 氏名					電話		
工事施工者住所 氏名					電話		
標識設置年月日	年	月	日				
この標識は、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第6条の規定に基づき、設置 したものです。							
開発事業についての問合せは、次のところへお願いします。 連絡先 電話							
<hr/> 900mm以上							

※ 要綱 第3条 (適用範囲)

第6条（開発事業計画標識の設置）

細則 第22条(開発事業計画標識)

(2) 建築事業

開発事業計画のお知らせ				
9 0 0 mm 以 上	要綱の適用項目	建築事業		
	事業の名称			
	事業の場所	立川市 町 丁目 番		
	事業区域面積	m ²		
	建築物の用途		建築戸数	
	建築面積		延べ面積	
	階 数	地上 階・地下 階	高さ	
	着工予定	年 月頃	完了予定	年 月頃
	事業者 住所 氏名	電話		
	代理人 住所 氏名	電話		
工事施工者住所 氏名	電話			
標識設置年月日	年 月 日			
この標識は、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第6条の規定に基づき、設置したものです。 開発事業についての問合せは、次のところへお願いします。 連絡先 電話				
900mm以上				

- ※ 要綱 第3条（適用範囲）
- 第6条（開発事業計画標識の設置）
- 細則 第22条（開発事業計画標識）